

定 款

株式会社にぎわい宇部

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社にぎわい宇部と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 中心市街地のエリアマネジメントの推進およびまちづくり活動を行う者との連携、調整等に関する業務
2. 中心市街地の土地、建物の有効利用に関する企画、調査、研究、設計およびコンサルティングに関する業務
3. 中心市街地の活性化に資する各種イベントの企画、運営
4. 中心市街地の公共空地および公共施設等の管理、運営の受託に関する業務
5. 中心市街地の共同店舗、集合店舗等の企画、整備、運営
6. 中心市街地に関する情報の収集、管理、発信
7. 中心市街地の空き家・空き店舗等の既存ストックを活用したリノベーション・コンバージョン業務
8. スマートコミュニティーの形成に資する業務
9. 商工業者の事業に対する支援および経営に関する情報の収集、提供
10. 商工業者の事業承継に対する支援業務
11. 駐車場および駐輪場の管理、運営
12. 広告代理および商工業者の販売促進に繋がる各種セールスプロモーション業務
13. 飲食店業および食料品・飲料・日用雑貨等の販売
14. 不動産の売買、交換、賃貸借および仲介ならびに管理
15. 書籍、印刷物の企画制作、出版および販売
16. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を山口県宇部市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、3, 0 0 0株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 1 0 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 1 1 条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 1 2 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した

者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行等)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
 - 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4

号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略等)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(議 事 録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役1名のときは、当該代表取締役を社長とし、代表取締役2名以上のときは、取締役会の決議をもって、社長を1名選定する。
 - 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

- 第26条 社長は、会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が社長の業務を執行する。

(取締役会の設置)

- 第27条 当社は、取締役会を置く。

(招集権者及び議長)

- 第28条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

- 第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、その事項につき議決に加わることができるすべての取締役が書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名又は記名押印し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第34条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の権限)

第35条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の員数)

第36条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当が支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第43条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、次のとおりとする。

金3,000,000円

(最初の事業年度)

第44条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(発起人に関する事項)

第45条 発起人の名称、住所、各発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市
147株 金1,470,000円

山口県宇部市松山町一丁目16番18号
宇部商工会議所
153株 金1,530,000円

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。